

さ情審査答申第182号
令和2年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成31年4月26日付けで貴職から受けた、「西大宮駅周辺の土地区画整理事業における変更の経緯がわかる記録等（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問3件について、次のとおり答申します。

なお、当該諮問3件は同一請求人による上記土地区画整理事業における施行地区内の特定施行箇所における施設の変更等に係る経緯の分かる記録等の開示を求める同一趣旨の審査請求であるため、併合して審査しました。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成31年1月7日付け建北道維第5651号、平成31年1月7日付け建北道維第5652号及び平成31年1月7日付け建北道維第5654号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分はいずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) さいたま都市区画整理事業大宮西部特定土地区画整理事業について事業認可変更計画中の案件について、第2回目の事業変更申請中の事柄につ

いて、審議会議事録案件でもあります。その当時は、栄学園グラウンド用地と駅前通り線間の用地は計画住宅用地として事業認可を受けていました。第1回国土交通大臣事業認可時は住宅用建設用地として発表され、換地計画を地権者借地権者縦覧及び説明を丁寧にしてきたところでもあります。その後についてですが、栄学園より上記住宅用地を学校用地として確保したい旨の要望書が出され、この案件についてUR都市機構と市行政担当課と計画変更等についての協議がなされ第2回の事業変更申請に至りました。この間、事業変更について認可が降りる前に、西大宮駅前通り線西区役所北側段差5mコンクリート擁壁工事が着手され、道路構造が完成してしまいました。計画住宅用地が学校用地にとURと栄学園との覚書により担保され、申請中に道路構造変更工事着手に至りました。これらの事柄については、審議会でも問われています。それも覚書によりお互いを縛り、一般競争入札無しのように決した。

これらの事柄について、変更申請に至った事前協議等を含む市行政とUR都市再生機構との合意された駅前通り線道路構造構想、行政情報開示の請求をします。

- (2) 第2回事業認可変更申請中の中にありながら計画住宅用地を学校用地として購入する、売買についての覚書が存在し認可前に駅前通り線現在栄学園校舎東側擁壁と道路工事が着手され現在にいたった事項であります。これらについては行政情報公開請求しても、存在しない。つまり、第2回の国土交通大臣に対する事業認可変更申請を行政は何も議事録が無いですまして行政情報は不開示となっていますがどうしても納得できません。変更申請に対し行政は何を根拠に議事録が存在しないというのか問います。UR都市再生機構は、さいたま市・埼玉県との行政の皆さまと協議抜きで変更申請を通過させたのでしょうか。計画住宅用地から学校用地にする事柄を問います。今のままでは栄学園用地全体が低地部に有り集中豪雨に対応できない高さにグラウンドと校舎が有ります。十分な環境にあるか心配であります。

- (3) さいたま都市区画整理事業大宮西部特定土地区画整理エリア内都市計画道路大谷場・高木線道路直近と扇通り線道路構造については、市立指扇中学校が有り文教ゾーンとして位置付けされた中での国土交通大臣事業認可による区画整理事業であり、又直近には文部科学省認可の私立の学校がある中で、扇通り線を挟む南側には、歩道が有りません。指扇公民館方面から来る扇通り線道路は両面に歩道が有ります。そんな中、指扇地区東西交通の要であります扇通り線が有ります。公共交通東武バス・シャトルバスも運行しています。この扇通り線が学校ゾーンに来たら歩道が片方し

か無くなります。防災減災対応構造南北両方に歩道が必要であります。

これまでに至った市行政とUR都市再生機構との合意された道路構造南側コンクリート擁壁の上に白いガード柵付帯地部分と絶壁下の壁からの水抜きを受けるU字溝施設付帯地等に至った行政情報開示の請求をします。

- (4) 埼玉栄学園・指扇中学校のある文教ゾーンにある道路環境には、審議会委員の意見と異なる道路構造になっており、公共交通バス通り線・扇通りは幅員も凹凸が有り、南側栄学園側には歩道もありません又、指扇中学校校門出入り口に信号機もありません。昭和30年指扇中学校が出来たままの出入り口であります。生徒さんや歩行者自転車健常者以外の人達にも信号機と道路南側には歩道が必要であります。更に西方に進みますと手押し信号交差点が有り、その交差点から先はまた歩道が有りません。幅員も一部のガードレールが外側帯に接近して道路が絞られています。危険な道路環境に有ります。更に東へ行くと信号交差点、西大宮駅前通り線栄学園用地隣接地は全て擁壁が有りそれは道路幅員を守るための擁壁とガードフェンス構造がセットされた構造であります。擁壁の水抜き穴からは水が学校用地に垂れ流されています。道路構造等内に行政の用地に有る工作物排水路があつてしかるべきです。

- (5) さいたま都市区画整理事業大宮西部特定土地区画整理エリア内埼玉栄中学高等学校旧正門前の道路については6m幅員の道路であるはずが、正門を過ぎると急にガードレール73cmが有り(40m位)その一体は道路U字溝含んで5.27m道路幅員しかなく全体道路が6mなのに变形道路となっている。急に道路が狭くなり大きな車、車両のすれ違い、車両の自転車・歩行者の追い越しの際ガードレールが飛び出てきて道路の中ほどへ寄って通行しなければならず、交通事故等誘発する原因にもなって危険です。近隣には指扇歩道橋をわたつての指扇小学校・指扇中学校・埼玉栄中学・高等学校と有り学生さんの通学路であります。この栄学園グラウンドまわりの擁壁に白い市用ガードフェンスが西側から続きそれは6m道路+擁壁上ガードフェンス付帯地?が有り途中から6m幅員の中にガードレールU字溝工作物が突き出ている危険道路であります。

なぜその部分も上記のように付帯地作らなかつたのか。これらに対する行政情報開示の請求をします。

第3 実施機関の説明の要旨

- 1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- (1) 本件処分は、平成30年12月25日付けで、審査請求人から行政情報開示請求を受けたことに対して、実施機関が開示請求に係る行政情報を作成及び取得していないため不存在による不開示決定を行ったというものである。
- (2) 本件開示請求に係る土地区画整理事業は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条の2に基づき独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）が施行者となっているものであり、道路についても都市再生機構が整備を行う。

都市再生機構が道路を造る場合は、法令等に定められた技術水準に従って事業を進めている。その際、市に意見を聴いてくることはあるが、市の担当部署で将来引き継いだあとに問題がないようやり取りをした可能性はあるが、書類としては残っていない。

事業計画の変更申請に対し、法に基づき市に意見を聴くこととなっているが、意見を聴く際に市に提出される事業計画書は、全体的な図面のみが記載され、詳細な道路構造等に関する図面は載っていない。

事業完了後において、道路、河川、下水道などの公共施設については市へ引き継がれることになるが、道路の引継ぎに際しては、事業完了時に該当する道路に関する完成図面のみを引き渡しを受けたが、それ以外の書類の引き継ぎは受けていない。また、関係課も含めて対象となる文書の存在は確認できなかった。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

審査請求人は、大宮西部特定土地区画整理事業（以下「本件土地区画整理事業」という。）の施行地区内の特定施行箇所における施設の変更等に関し、実施機関が保有する文書の開示を求めたが、これに対し文書不存在による不開示決定を受けて、審査請求を行ったものである。

2 本件土地区画整理事業について

本件土地区画整理事業は都市再生機構が施行者の事業である。都市再生機構は、国土交通大臣が一体的かつ総合的な住宅市街地その他の市街地の整備改善を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため必要な土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合において、施行地区の土地について当該土地区画整理事業を行う（法第3条の2第1項）。

事業の施行に当たっては、施行者である都市再生機構が土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を設け、審議会は換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について法に定める権限を行う（法第71条

の4第1項、第3項、第56条第3項)。

また、事業計画を定めようとする場合においては、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない(法第71条の3第3項)。事業計画を変更しようとする場合についても同様である(法第71条の3第14項、第15項)。

3 本件処分の当否について

- (1) 都市再生機構は、本件土地区画整理事業について平成10年10月に事業計画決定(国の認可)、平成11年4月に審議会設置、平成29年11月に換地処分公告を行った。当該審議会には上述した法定の審議事項に加えて、諸種の内容が議題となり、審議会委員から意見を聴き、また委員から出された要望事項等について審議が進められる。審議会は、施行地区内の宅地の所有者、学識経験者などの委員で構成され、さいたま市は委員ではなく関係者として出席している。土地区画整理事業は、審議会での審議に加えて、事業の地元市であるさいたま市の関係課所との事業施行に係る意見聴き取りや調整も踏まえて進められる。

総じて、都市再生機構による土地区画整理事業自体は法に基づいて進められるが、道路、河川、公園などの諸施設はそれぞれの関係法令にも則り整備が進められるものである。

- (2) 以上の都市再生機構による土地区画整理事業の施行の様態を踏まえて、審査請求人からの本件土地区画整理事業に係る行政情報開示請求について、以下に検討を行う。

審査請求人は、本件土地区画整理事業の施行地区内の特定施行箇所における道路構造について都市再生機構とさいたま市との間で施行に係る諸調整の内容を記録した行政情報の開示を求めている。

実施機関の説明は、本件土地区画整理事業が事業計画により進められその施行中において事業計画の変更や実際の施行に係る口頭の意見照会を受けたときは口頭で回答するが、文書としては記録していない。都市再生機構が土地区画整理事業の施行者の場合、法又は道路、河川などの関係法令により適法な事業の施行が求められ、照会により得た意見を反映する可否かは都市再生機構の判断によるものであり、その結果は実施機関としては事業計画変更書類又は完成図面により了知することとなる。文書により照会を受けたときは文書による回答を行うことが考えられるが、今回の審査請求に係る事案について文書の存在は確認できなかった。また、これら照会・回答は、口頭又は文書によるものであっても事業施行に係る所要の協議であるが、審査請求人の言う「合意」の形や性格を持つものでない。

以上のとおり実施機関は説明しているが、都市再生機構が施行者となる

土地区画整理事業について、都市再生機構とさいたま市の関係から首肯できるものである。したがって、審査請求人が求める行政情報が他の事情も含めて存在する状況は窺えず、不存在とすることが相当であると結論する。

(3) なお、審査請求人は覚書により計画住宅団地が学校用地に変更になったことの問題点、事業計画変更について都市再生機構が国の認可前に工事を進めたことへの問題点、本件土地区画整理事業の施行地区内の特定施行箇所における道路幅員の狭小変更の問題点などの指摘をするが、事務・事業の進め方等に係る当否については、当審査会の審査の対象と権限の範囲外の事項に関することであるから言及しない。

4 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成31年4月26日	諮問の受理（諮問第537号） 諮問の受理（諮問第538号） 諮問の受理（諮問第539号）
②	令和元年 8月 8日	審議
③	同年 9月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同年 11月21日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和2年 1月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)